

# サービス料金表

## [第一号訪問事業]

※ ( )内は2割負担の方の自己負担額です

基本料金	要支援区分	1ヶ月の自己負担額
週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2	1168円(2336円)
週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2	2335円(4670円)
週2回程度以上の利用が必要な場合	要支援2	3704円(7408円)

加算料金	自己負担額	内容
予防訪問介護初回加算	200円(400円)	初めてサービスを利用される月のみ加算されます。
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の13.7%	介護職員の処遇を改善することを目的として毎月加算されます。

## [訪問介護]

※ ( )内は2割負担の方の自己負担額です

基本料金	要介護区分	1回の自己負担額
生活援助45分未満	要介護1～5	181円(362円)
生活援助45分以上	要介護1～5	223円(446円)

身体介護20分未満	要介護1～5	165円(330円)
身体介護20分以上30分未満	要介護1～5	248円(496円)
身体介護30分以上1時間未満	要介護1～5	394円(788円)
身体介護1時間以上1時間30分未満	要介護1～5	575円(1150円)
以降30分増すごとに	要介護1～5	83円(166円)

上記身体介護の後に生活援助20分以上	要介護1～5	身体介護+66円(132円)
上記身体介護の後に生活援助45分以上	要介護1～5	身体介護+132円(264円)
上記身体介護の後に生活援助70分以上	要介護1～5	身体介護+198円(396円)

通院等乗降介助	要介護1～5	98円(196円)
---------	--------	-----------

加算料金	自己負担額	内容
訪問介護初回加算	200円(400円)	初めてサービスを利用される月のみ加算されます。
緊急時訪問介護加算	100円(200円)	居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算されます。
特定事業所加算 II	所定単位数の10%	厚労省の定めた基準をクリアした質の高い事業所が行うサービスに対して毎月加算されます。
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の13.7%	介護職員の処遇を改善することを目的として毎月加算されます。

## [割増料金]

区分	時間帯	割増率
早朝	午前 6時～午前 8時	基本料金の25%増し
夜間	午後 6時～午後10時	基本料金の25%増し
深夜	午後10時～午前 6時	基本料金の50%増し

## [その他]

- 身体介護による通院等の外出介助および乗降介助利用時に往路復路それぞれにつき別途、運賃として4キロメートル未満100円、4キロメートルを越える場合には、200円に4キロメートル増すごとに100円ずつ加算した額
- 1人の利用者さまに対し2名のヘルパーにてサービス提供を行なった場合は上記料金の2倍となります。
- 介護保険適用外サービス(全額自己負担)は別途、御相談ください。